



4月より介護報酬加算と介護予防マニュアルが改定になります。  
 そこで口腔ケア関連事項に関し解説をさせていただきます。  
 執筆はケアマネージャーとして在宅口腔介護に豊富な経験をお持ちの  
 齊藤美香先生(歯科衛生士/旭川市DHケアプラン主宰)にお願いしました。

## 口腔機能維持管理加算の改定

従来、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、介護職員等に対して助言指導を行なった場合に算定できた口腔機能維持管理加算は、名称を変えて「口腔機能維持管理体制加算」となります。また歯科衛生士が直接、利用者に対して口腔ケアを実施した場合に算定できる「口腔機能維持管理加算」が新設されました。

項目	現行	改定後
介護職員等への助言指導	口腔機能維持管理加算(30単位/月)	口腔機能維持管理体制加算(30単位/月)
歯科衛生士による口腔ケア	……	口腔機能維持管理加算(110単位/月)

### ①口腔機能維持管理体制加算;30単位/月 (旧 口腔機能維持管理加算)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員等に対して口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行った場合、一月につき30単位が加算できます。

### ②口腔機能維持管理加算;110単位/月(新設)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者及び入院患者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合、一月につき110単位が加算できます。  
 ただし「口腔機能維持管理体制加算」を算定していない場合は加算できません。

※算定要件:上記のいずれの加算も、当該施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者または入院患者の口腔ケアマネジメントに係る計画書が作成されている事。

☆新設の口腔機能維持管理加算は、歯科衛生士の利用者への口腔ケア実施を評価する初めての介護報酬となります。現在、日本老年歯科医学会において、口腔機能維持管理加算算定の際に用いる「歯科医師の指示書」及び「実施記録」の様式について検討しており、例示として公表される見込みです。

## 口腔機能向上サービス～選択的サービス複数実施加算の新設

介護予防通所、介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所が、要支援者を対象に予防給付として運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合、以下に記した単位数を所定単位数に加算できることになりました。なお従来の単独実施に対する口腔機能向上サービス加算については変更ありません。

口腔機能	150単位/月1回(要支援者)	+	選択的サービス複数実施加算(I)	480単位/月(2種類を実施)
向上加算	150単位/月2回(要介護者)		選択的サービス複数実施加算(II)	700単位/月(3種類を実施)

※算定要件:利用者が介護予防通所介護または介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける日に、必ずいずれかの選択的サービスを実施している事。及び一月につきいずれかの選択的サービスを複数回実施していること。

☆これまで、運動機能向上サービスに対しては算定しても、栄養や口腔関連サービスについては算定しない事業所が大半でしたが、これらを組み合わせることで高単位の報酬が算定できることになったことから、今後は栄養改善や口腔機能向上サービスの提供について検討する事業所が増加すると予想されます。

		第1週目	第2週目	第3週目	第4週目
複数実施加算I (2種類)	パターン1	運動	口腔	運動	口腔
	パターン2	運動	口腔・運動	運動	運動
複数実施加算II (3種類)	パターン1	運動	口腔	運動	栄養
	パターン2	運動	口腔・運動	運動	栄養・運動

◇厚生労働省老人局老人保健課他  
 介護保険最新情報より抜粋。選択的サービスの提供日は他の選択的サービスと同一日であっても別の日であっても、いずれでもよい。

口腔ケアは衛生面の改善はもちろんのこと、QOLの向上にもつながります。  
 今回の改正を活用し、サービスの内容についても歯科専門職と上手く連携して口腔ケアの習慣化を実現しましょう。

